

向日市個人情報保護条例の一部改正に対する考え方

1 条例改正の目的

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）が制定されました。

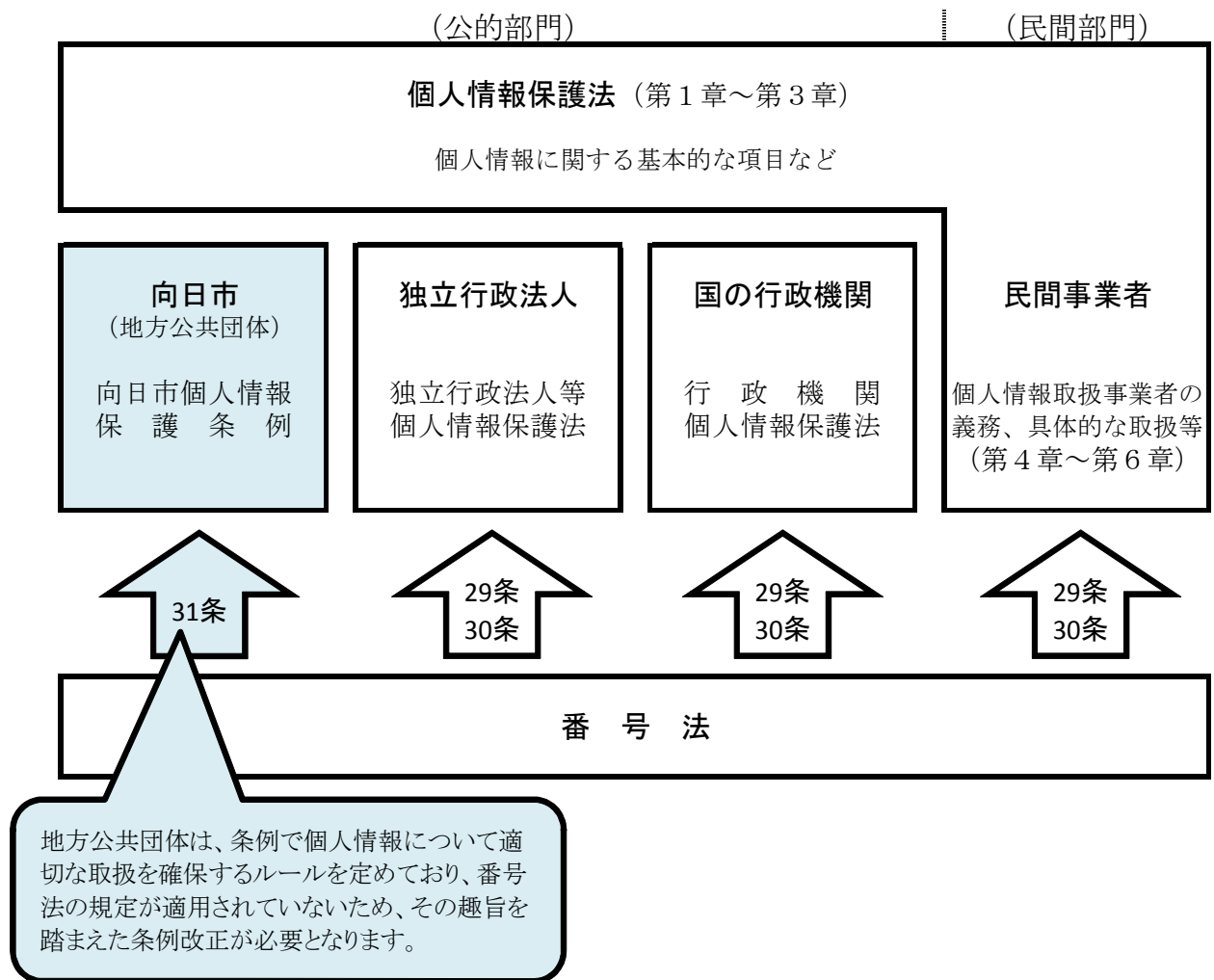
番号法第31条では地方公共団体に対して、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」といいます。）の適正な管理について必要な措置を講ずることが求められています。

市は、この番号法の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な管理に向け、向日市個人情報保護条例の改正を予定しています。

番号法第31条

地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。)が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止(第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正)を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 個人情報保護に関する法体系のイメージ



番号法第29条及び第30条では、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法及び個人情報保護法で適用する規定を定めています。

一方、地方公共団体は、個々に個人情報についての取扱いを条例で定めており、番号法で画一的な適用ができません。

このため、地方公共団体では、各々で番号法の趣旨を踏まえた条例改正が必要となります。

3 改正の概要

○定義の追加

向日市個人情報保護条例第2条に、番号法に準じた定義を追加します。

現行の条例で定義されている項目
<p>○個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。 ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。</p>
<p>○実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。</p>
<p>○本人 個人情報から識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。</p>

追加する項目
<p>○特定個人情報 番号法の個人番号を含む個人情報をいう。</p>
<p>○情報提供等記録 特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかの記録をいう。</p>
<p>○保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。</p>

○利用目的以外の目的での利用に関する規定

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用目的以外の目的のために利用できる条件については、現行規定の個人情報よりもさらに例外事由を厳格に定めます。

情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、利用目的以外の目的での利用を禁止します。

	現行規定	追加規定
項 目	個人情報 (条例第9条)	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)
目的外利用	<p>目的外利用は次の場合のみできるものとする。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。</p> <p>(2) 法令等に基づくとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により、公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p>	<p>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ認めるものとする。</p>

○提供の制限に関する規定

番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、向日市個人情報保護条例でも特定個人情報を提供することができる場合を番号法第19条各号に掲げられた場合に限定します。

項目	現行規定	追加規定	
	個人情報 (条例第9条)	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
外部提供	目的外利用の場合と同じ。	番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、外部提供をしてはならないものとする。	

○開示・訂正・利用停止の請求に関する規定

特定個人情報についてはその性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え任意代理人に対しても開示請求、訂正請求及び利用停止請求を行うことを認めるものとします。

項目	現行規定	追加規定	
	個人情報 (条例第13条)	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)	情報提供等記録
開示等請求者	本人及び法定代理人のみ請求を認める。	本人及び法定代理人に加えて任意代理人による請求を認めるものとする。	

○利用停止の請求の条件に関する規定

番号法では、特定個人情報について、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、向日市個人情報保護条例においても同様の措置を講ずるものとします。

情報提供等記録については、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないものとします。

	現行規定	追加規定
項 目	個人情報 (条例第 2 6 条)	特定個人情報 (情報提供等記録を除く。)
利用停止の 請求条件	条例第 9 条（目的外利用の条件） の規定による制限を超えて目的外 利用又は外部提供されていると認 めるとき。	条例第 9 条、上述の「目的外利用」 及び「外部提供」への制限に違反 を認めるとき。

○訂正の通知先に関する規定

情報提供等記録は情報の照会者、提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されるものであり、訂正した際にもこれらの主体に通知することとします。

特定個人情報の訂正の通知については、現行の個人情報と同様に取り扱うため、追加の規定は設けません。

	現行規定	追加規定
項 目	個人情報 (条例第29条)	情報提供等記録
訂正の通知先	請求を行った者に対し、その旨（一部を訂正等するときは、その旨及びその理由）を書面により通知しなければならない。	総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知する。